

日本向け荷物発送のお客様へ 日本ご到着後の手続きについて

Version.1



ヤマトロジスティクス

クロネコヤマトの海外引越

日本ご到着後の手続き

重要

この度は弊社海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
日本での輸入通関手続きに際し、『別送品申告書』が必要です。
空港に到着されましたら、以下の要領でお手続きの程、よろしくお願いいたします。

STEP 1 荷物引取時もしくは入国までに
別送品申告書を**2枚**記入してください。^{※1}



※1 4ページ目の『別送品申告書の記入例』を参照ください。

※ 入国の際に、自動化ゲートではなく、**有人レーン**を通過してください。（入国印が必要です）
！もしも自動化ゲートを通った場合は入管係官に入国印を押してもらおうようにしてください！

STEP 2 記入した**2枚**を税関の係官に提出して、
確認印を押してもらいます。



STEP 3 押印された**1枚**を受け取ります。



STEP 4 その**1枚**を次ページにある
お預りカウンターに提出してください。^{※2}



【!!注意!!】

税関の係官に「お客様にて保管をしておいてください」と言われることがございますが、
別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

※2 別送品申告書のお預りカウンターは次のページでご案内しています。

お預りカウンターにご提出できなかった場合は…

例えば…

- ・お預りカウンター設置以外の空港に到着されたお客様
- ・お預りカウンターにて申告書の提出を忘れてしまったお客様
- ・窓口営業時間外に到着されたお客様

下記送付先に必要書類3点をご送付ください。

送付先

〒282-0021
千葉県成田市駒井野字台ノ田2091番
第2貨物代理店ビル312号室
ヤマトロジスティクス株式会社
成田海外生活支援オペレーションセンター 別送品係 宛

①は再発行できない書類ですので、
簡易書留（速達）にて
送付をお願いいたします。

必要
書類

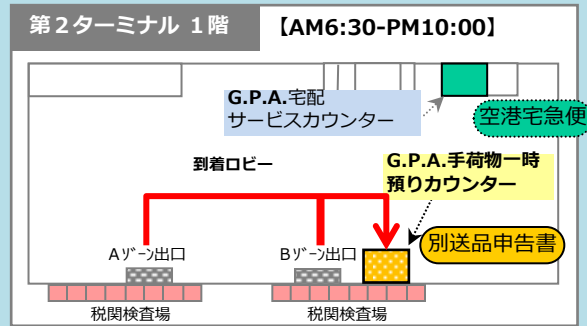
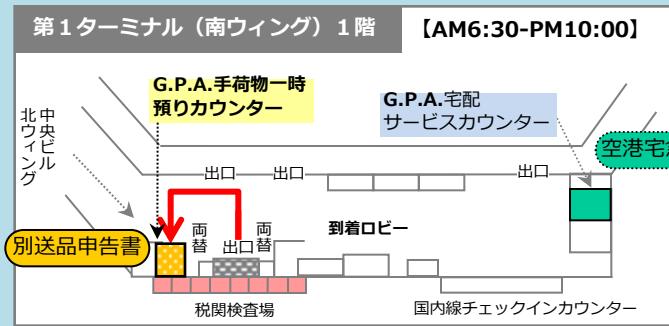
- ①別送品申告書（オリジナル・税関押印済みのもの）
 - ②パスポートコピー（顔写真のページ、出入国スタンプのページ）
 - ③ビザ（滞在許可証）のコピー（外国籍のお客様は在留カード）
- ②・③は海外に滞在していたことを証明する為に必要となります。

別送品申告書お預りカウンター

ご提出（税関にて押印済み）頂きました『別送品申告書』は以下の到着空港にてお預りいたします。

成田国際空港

委託カウンター：G.P.A.「手荷物一時預り」カウンター



注意

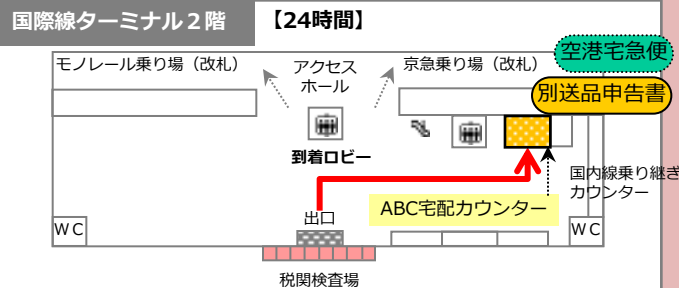


第1ターミナル（北ウイング）にはお預りカウンターがございません。

第1ターミナル（南ウイング）1階へお越しください。

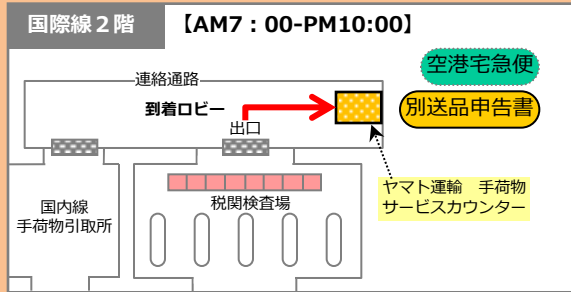
東京国際（羽田）空港

委託カウンター：JAL ABC



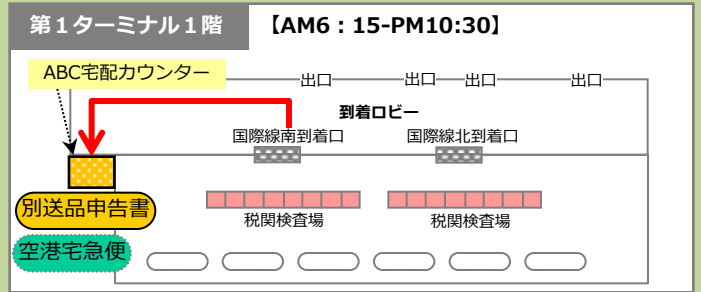
中部国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸(株)



関西国際空港

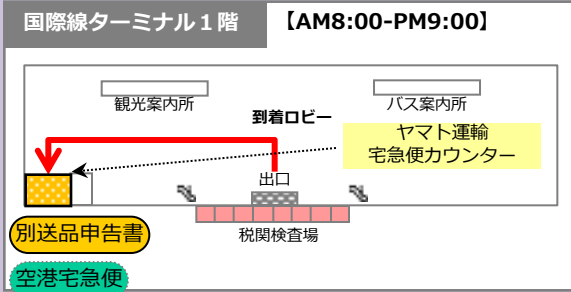
委託カウンター：JAL ABC



福岡空港

委託カウンター：ヤマト運輸(株)

※国内線ターミナルではございません。



日本国内でのお問合せ先

□海外引越荷物/別送国際宅急便（船便）をご利用の方

【お客様サービスセンター】 ☎ : 0120-804-814
 （営業時間 9:00～17:00） TEL : 03-3206-8626
 FAX : 03-3206-8637

□別送国際宅急便（航空便）をご利用の方

☎ : 0120-801-062
 （営業時間 9:00～17:00） TEL : 0476-33-5728
 FAX : 0476-33-5727

ヤマトロジスティクス株式会社

*ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合がありますのでご注意ください。

別送品申告書の記入例



ご記入いただくにあたり、
いくつか注意点が
あります。
ご確認をお願いいたします。

簡易税率

ウイスキー及びブランデー	: 500円/リ
ラム、ジン及びウォッカ	: 400円/リ
リキュール	: 300円/リ
ビール及び発泡酒	: 200円/リ
蒸留酒（しょうちゅう等）	: 300円/リ
その他のもの（ワイン等）	: 200円/リ
その他の物品	: 15%
（関税が無税のものを除く。）	
紙たばこ	: 11円/本

同時に帰国しているご家族がいる場合は、
同伴家族の人数を記入してください。

お荷物を出された方のお名前を
記入してください。

ホテルや勤め先の住所は記入しないでください。

会社名や学校名等を記入してください。

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

播磨機（船舶）名	出 発 地
入 国 日	年 月 日
氏 名	フリガナ
関 住 所 (日本での 滞在先)	
職 業	
生年月日	年 月 日
旅券番号	
同伴家族	20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する口に「/」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照）	はい	いいえ
② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 商業貨物・商品サンプル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 他人から預かったもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（別送品を含む。）がありますか？

はい (個) いいえ

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の押印を受けてください。（入国後6か月以内に輸入するものに限る。）
税関の押印を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
※同一品目・同一品物の種類にかかわらず記入不要です。

酒 類	本	税関記入欄
たばこ	紙巻	本
	葉巻	本
	その他	グラム
香 水	水	リットル
その他の品名	数量	価格

※日本への持込みが禁止されているもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
- ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- ④ 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

※日本への持込みが制限されているもの

- ① 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワンストップ条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ウー・ベジ・リブ・象牙・ジャコウ・アゲなど）
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、内製品（クレーン・ゾウキ類を含む。）、野菜、果物、米など
※事前に動物・植物検疫センターでの検疫が必要で

※免税範囲（乗組員を除く）

- ・ 酒類 3本（750ml/本）
- ・ 紙巻たばこ：外国製及び日本製各200本（非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。）
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・ 香水 2リットル（1リットルは約28リットル）
- ・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。

携帯して持ち込んだ品物のみを記入してください。
※引越荷物に入れた品物は記入しないでください。

日本への持込が禁止又は制限されているものが、記載されていますので、よくお読みください。

入国（帰国）時に持ち込む商業貨物や商品サンプルには適用されません。
・ 携帯して持ち込むものと引越荷物（別送品）と両方がある場合には、両方を合算します。

税関で確認が必要な事項ですので、必ずお答えください。

必ずご署名ください。

航空便・船便荷物の箱数をそれぞれ記入してください。
例) SEA 50個 AIR 10個